

【御参考】松本先生から、第2回会合での論点に挙げて欲しい点として提案のあった内容

ODA 予算を日本国内にいる難民申請者の支援に使うことはできないのか。今年1月、日本政府は、難民認定制度の濫用・誤用的な申請を抑制し真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにすることを目的に政策変更を行った。政策変更の問題点は指摘されているものの、それによって難民申請者は日本政府が考える保護が必要な対象により絞られるようになるはずである。現在外務省は難民申請者の生活費として保護費を支給しているが、人数も額も極めて限られており、人道上の問題と指摘されている。今般の政策変更を受けて、ODA 予算によって難民申請者の実態に沿った額に保護費を増額し、その運用を難民支援の経験のある NGO に委ねることはできないのか。

【回答】

- ①日本国内にいる難民申請者への生活費等の給付を行う支援である「保護措置」は現在、政府開発援助（ODA）予算として実施されております。
- ②御指摘のとおり、法務省が30年1月に難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを実施したところであり、同見直しの保護措置への影響については、今後状況の変化を注視していく必要があると考えております。
- ③保護措置につきましては、外務省としては、上記見直しに関わらず、生活困窮度等の要件を満たす者に対して一定の支給水準に基づき、保護措置を実施しております。したがって、対象となる人数についても、申請者が要件を満たすか否かによって定まってくるところです。
- ④保護費の支給額の増額は検討する必要があると考えております。生活保護費の支給額に比べ低い水準にあると関係支援団体から指摘を受けていることもあり、平成31年度予算要求においては一部増額（481,151千円→484,735千円）要求を行っています。
- ⑤難民支援の経験のあるNGOに委ねる可能性については、保護措置の実施については企画競争の形式をとっているため、予め特定のNGOに委ねることはできませんが、NGOも企画競争の参加資格を満たせば入札に参加することが可能です。保護措置の実施は、毎年度業者に委託しており、人道的見地や個人情報機密保持、安全性の確保等のため、事業の実施に当たっては一定程度以上の質の確保が求められます。